

## 速報重要判例解説

【No.2003-001】

## 通帳を利用したATMからの預金払戻しと民法478条の適用及び過失認定

【文献番号】	28081117
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第三小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成15年 4月 8日
【事件番号】	平成14年（受）第415号
【事件名】	預託金返還請求事件
【裁判結果】	破棄自判
【裁判官】	上田豊三 金谷利広 浜田邦夫 藤田宙靖
【参照法令】	民法478条

## 《本件判決についての解説》

## 1. 事実の概要

X（原告、控訴人、上告人）は、Y銀行（被告、被控訴人、被上告人）の支店において貯蓄預金契約を締結し、同契約に係る通帳（本件通帳）の交付を受け、その際、キャッシュカードの利用を申し込み、その暗証番号（本件暗証番号）をX所有の自動車（本件自動車）の登録番号の4桁とし、キャッシュカードの交付を受けた。Y銀行では、預金者が通帳またはキャッシュカード、及び暗証番号により、現金自動入出機（ATM）から現金の払戻しを受けられる方式を採用していた。

Xは、本件通帳をダッシュボードに入れたまま、本件自動車を盗まれ、何者かが17回にわたり本件通帳を使用し本件暗証番号を入力して、Xの口座から801万円を引き出した（本件払戻し）。XがYに本件通帳を盗まれた旨の届出をしたのは、本件払戻しの後であった。

Yの「カード規定」には、カードを用いて預金の払戻しが受けられる旨（カード機械払い）の規定があり、カードの真正を確認し、暗証番号を確認して預金の払戻しをした場合にはYは責任を負わない旨の免責規定があるが、他方で、通帳を用いて預金の払戻しが受けられる旨（通帳機械払い）の規定は、「貯蓄預金規定」、「カード規定」のいずれにもなく、免責規定もなかった。また、Xは通帳機械払いにより預金の払戻しが受けられることを知らなかった。

Xは、Yに対し、本件払戻しは無効であり、そうでなくとも債務の本旨に従った履行とはいえないなどと主張して、本件払戻しに係る801万円の返還、または債務不履行に基づく損害賠償として同額（遅延損害金は省略）の支払いを求めた（預金返還請求と損害賠償請求は選択的併合）。原審は、本件払戻しは民法478条により有効であり、また本件払戻しは債務の本旨に従った履行であるとして、Xの請求を棄却した。Xは、本件払戻しには民法478条の適用はないこと、仮に本件払戻しに民法478条の適用が認められるとしても、Yに過失があること、Yに債務不履行があること、を主張し、上告した。

## 2. 判決の要旨

破棄自判「無権限者のした機械払の方法による預金の払戻しについても、民法478条の適用があるものと解すべきであり、これが非対面のものであることをもって同条の適用を否定すべきではない。

・・・債権の準占有者に対する機械払の方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるために当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可

能な限度で無権限者による払戻しを排除し得よう注意義務を尽くしていたことを要するといふべきである。」

「前記事実関係によれば、Yは、通帳機械払のシステムを採用していたにもかかわらず、その旨をカード規定等に規定せず、預金者に対する明示を怠り(・・・)、Xは、通帳機械払の方法により預金の払戻しを受けられることを知らなかったというのである。無権限者による払戻しを排除するためには、預金者に対し暗証番号、通帳等が機械払に用いられるものであることを認識させ、その管理を十分に行わせる必要があることにかんがみると、通帳機械払のシステムを採用する銀行がシステムの設置管理について注意義務を尽くしたというためには、通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示することを要するといふべきであるから、Yは、通帳機械払のシステムについて無権限者による払戻しを排除し得よう注意義務を尽くしていたということではできず、本件払戻しについて過失があったといふべきである。もっとも、前記事実関係によれば、Xは、本件暗証番号を本件車両の自動車登録番号の4桁の数字と同じ数字とし、かつ、本件通帳をダッシュボードに入れたまま本件車両を自宅近くの駐車場に駐車していたために、何者かにより本件通帳を本件車両ごと盗まれ、本件暗証番号を推知されて本件払戻しがされたものと認められるから、本件払戻しがされたことについてはXにも帰責事由が存するといふべきであるが、この程度の帰責事由をもってYに過失があるとの前記判断を覆すには足りない。」

### 3. 本件判決についてのコメント

(1) 判旨の結論には賛成するが、理論構成には疑問の余地があり、また本判決の射程範囲に注意を要すると考える。

(2) 本判決は、現金自動入出機から通帳を利用して預金を払い戻す場合に民法478条が適用される旨を明確に判示した。従来は、キャッシュカードによる機械払いに関し民法478条とほぼ同旨の免責約款が存在することを前提に、その約款の意義が議論の対象とされてきた。ここでは、免責約款は民法478条の具体化である(多数説)とか[1]、民法480条の具体化である[2]といった民法の規定に関連づけて理解する考え方に対し、機械払いは民法478条の予定するものではなく、免責は約款の効力として認められるとする考え方も有力に主張されていた[3]。ただこの主張が、免責約款が存在しない場合の処理まで含めていたか、すなわち、免責約款がなければ免責が認められないとまで考えていたのかは定かではない[4]。また、免責約款が存在する限りにおいて、これらの見解の相違は、結論に大きな影響を与えないという指摘もなされてきた[5]。

確かに、弁済者の善意・無過失が問題となる民法478条を、人間が直接対応するのではない機械払いに適用するにあたっては、適用要件を具体的にどのように設定するのかという問題が生ずる。この点が、機械払いに民法478条を(類推)適用する上での障害となり得る。しかし、この点については、古くから、弁済者の過失としては、機械払いシステム全体としての安全性を過失評価に置き換え得る可能性が指摘され[6]、この考え方が一般化していた[7]。このような背景のもと、本判決は、「非対面のものであることをもって(民法478条)の適用を否定すべきでない」として、民法478条が機械払いに適用されるとした。

かりに本件でカード払いと同様の約款が通帳払いに関してあれば、この問題は生じず、当然に約款が適用されたであろう[8]。また、後に見るように通帳機械払いに関する約款が欠けている点は民法478条の過失評価の点で銀行にとって不利に働くので、今後、通帳機械払いを取り扱う各銀行はそれに関する約款を必ず定めるだろう。このような理由から、この部分の判示が、今後、実務上、重要な意義を有することはないが、従来の議論に対し最高裁として一定の判断を示した点には意義がある。

(3) 本判決は、機械払いに民法478条を適用するにあたっての弁済者の過失判断基準につき、かなり詳細に論じた。求められる無過失要件は、「機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得よう注意義務を尽くしていたこと」[9]であり、先に述べたような最近の一般的な考え方に従ったものと評価できる。先行する最高裁判決との関係では、キャッシュカードによる払戻しに関し免責約款の適用を肯定した平成5年判決[10]で示された「銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り」

という免責不可事由の「特段の事由」の内容をより明確に示したものと見える。ただここで少し注意を要することは、平成5年判決が「特段の事情」を免責不可事由（有過失）として構成し、預金者側に立証責任を負わせるのに対し、本判決は、「システム全体の安全性への注意義務」を民法478条の無過失と同視し、この立証責任は銀行側が負うことになる点である。この相違は、免責約款が適用される場合と民法478条が適用される場合の相違から生じているかのようであるが、免責約款が民法478条の具体化であるとする立場からは、免責約款により立証責任の転換がなされることについて、再検討の余地があるのではないかと（信義則に反するとまではいえないだろうが、消費者契約法10条も参照）。

（4）本判決は、本件で銀行が無過失といえるためには、「通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示することを要」し、それをしなかったのであるから過失があると判示した。この判示部分による実務への指針としては、通帳機械払いを認めるのであれば、その約款上の手当が必要なことである[11]。そもそも通帳と暗証番号だけで払戻しができるシステムを採用している銀行は、北部九州地区の6行に限られているとのことであるが[12]、原審の福岡高裁は「日常的に広く行われている」と認定したようである[13]。他方、平成13年度で1億1572万口座[14]が存在する郵便貯金の通常貯金では通帳機械払いが可能であるが、約款（「キャッシュカード規定」）上はこのことが明確に示されている（3条、5条1項、3項）。通帳機械払いが一般的であるか否かには争いがあるだろうが、約款に通帳機械払いに関する定めのない本件に限れば、周知を怠った銀行に過失ありとした最高裁の判断、及びその理由付けは妥当なものと考えられる。

（5）本判決は、暗証番号を自動車登録番号の4桁としたこと、通帳をダッシュボードに入れたまま車両を駐車場に駐車したことにより、本件払戻しについて預金者にも「帰責事由」があるとしたが、「この程度の帰責事由をもって被告人に過失があるとの前記判断を覆すには足りない」とした。判決文を素直に読めば、民法478条の適用にあたって銀行の過失の有無を判断する際、銀行の義務懈怠に加え、預金者の「帰責事由」をあわせて考慮することになりそうであるが、この点については、検討の余地がある。

従来から、民法478条の適用をめぐる、債権者（＝真の弁済受領権者）の帰責性をいかに考慮するかについて議論がある[15]。民法478条を外観法理、あるいは民法192条以下との比較で理解するとすれば、民法478条の適用にあたって債権者に帰責性が要求されるというのである。このことを預金の払戻しにあてはめてみれば、預金者に帰責性がないのに無権限者に払戻しをなされた場合、銀行が全面的に免責されるのは不合理だという主張になり[16]、預金者の帰責性を債権の準占有者への支払免責の要件とすることになる[17]。ただしここでいう「帰責事由」は、具体的判断においては表見代理の場合に比べはるかに広い[18]。さらには、民法478条の適用に預金者の帰責事由は問わないとしながら、真正カード・通帳による無権利者の払戻しには、潜在的に預金者の過失が前提となるという指摘もある[19]。これに対し、預金者の帰責性を考慮する場合、その範囲ないし程度は限定的に捉えるべきであり、キャッシュカードの利便性に依じたリスクについては除外すべきとする考え方も主張されている[20]。これらに対し、免責約款の適用に関するものではあるが、銀行に過失がなければ、預金者に過失がなくても免責約款の適用は原則として肯定されると主張するものもある[21]。以上のように、「帰責事由」をどの程度のものとみるかに争いがあり、弁済者免責の有無にも影響を与えている。

預金者と銀行の両者に帰責事由（過失）が認められる場合に、銀行の免責が認められないとして、預金者から全額の請求を認めてよいかは問題である。この点については、過失相殺をする考え方が有力に主張されているが[22]、理論的な困難性を指摘し、このような処理に反対するものもある[23]。

このように預金者と銀行の過失を峻別する考え方に対し、預金者の過失が端的に銀行の過失判定に勘案されるべきだとする考え方がある[24]。この考え方では、民法478条や免責約款の要件にあわせて弁済者である銀行の過失を判定するが、その際、預金者の過失を考慮するというものであり、本判決はこの考え方を採用したと評価できる[25]。ただし、この結果、割合的請求を認めるのか、相変わらずオール・オア・ナッシングの結論となるのかは定かではない。本判決のニュアンスは後者である。

(6) 判旨の過失判断のあり方は、民法478条の形式的要件を維持しながら妥当な結論を導こうとする構成といえよう。しかし、批判のあるように理論的に困難であり、実際の運用でも過失比較の内容が不明瞭になるのではないか。この点で、この考え方には賛成できない。本件の問題を理論的に突き詰めていけば、銀行に過失がある限り、免責は否定され、他方、預金者に過失があれば、銀行は預金者に対し債務不履行に基づく損害賠償請求権を行使し得ることになる[26]。このことを前提に、訴訟における解決の一回性を考慮し、「過失相殺」の類推適用を認めるのも一方法ではあろう。しかし、この点に関しても、既に批判のあるとおり、理論的には困難であろう。論理的には、裁判所は、銀行に対し、免責が認められなかったときに備え、預金者に対し損害賠償請求をさせ、実際に免責が認められなかったときには、預金者の請求と銀行の請求を対等額において「相殺」という処理が採れないだろうか。ただ、本判決では、預金者の帰責性が重大でないとされ、それに対する損害賠償の請求も認められないだろうから、判決の結論には賛成する。

なお、最後の点に関連して、本判決は、暗証番号の設定と通帳の管理に関し預金者に帰責事由があると判断しているものの、重大ではないとした。特に、「推測されにくい暗証番号」の設定については、少し前から銀行協会が預金者に呼びかけを行っている[27]。この呼びかけが功を奏し、推測されにくい番号の設定が一般的になった後に、なお預金者が推測されやすい暗証番号を使用しているとすれば、本判決の射程範囲を超え、預金者の帰責事由は「重大」となる。この点で、本判決の射程範囲には注意を要する。

## 注

- [1] 約款作成者側の文献として、早川淑男「CDカード規定試案の作成と内容」手研250号29頁(昭和51年)。また、川田悦男「カード・暗証による支払機からの預金の不正払戻しと銀行の免責」手研483号15頁(平成5年)。
- [2] 石井眞司「支払機による支払免責と民法480条」金法1226号5頁(平成元年)。
- [3] 西尾信一「銀行取引と事務機械化」鈴木禄彌=竹内昭夫編『金融取引法大系1巻』(昭和58年・有斐閣)196頁以下、伊藤進「判批」リマークス1号76頁(平成2年)。
- [4] この場合、論理としては、銀行の免責が認められないとするものとして、伊藤・前掲注(3)76頁。
- [5] 河上正二「判批」ジュリ1046号『平成5年度重要判例解説』87頁(平成6年)、遠藤美光「判批」ジュリ1095号196頁(平成8年)、後藤紀一「判批」別ジュリ144号『手形・小切手判例百選〔第5版〕』216頁(平成9年)。
- [6] 林良平「CD取引の法構造」金法739号10頁(昭和49年)。
- [7] たとえば、河上正二「キャッシュ・ディスペンサーからの現金引出しと銀行の免責」鈴木禄彌=徳本伸一編『財産法学の新展開』(平成5年・有斐閣)358頁以下。
- [8] キャッシュカードの事例として、最判平成5年7月19日判時1489号111頁。この判決については、尾島茂樹「判批」別ジュリ135号139頁(平成7年)に掲げた参考文献、およびそれらで引用される文献参照。
- [9] ただしシステムの安全性の欠落が無権限者への払戻しの原因となった限りにおいて免責が否定されることになる(藤田友敬「判批」ジュリ1038号160頁(平成6年))。
- [10] 注(8)参照。
- [11] 秦光昭「判批」銀法618号21頁(平成15年)。
- [12] 香月裕爾「判批」金判1165号5頁(平成15年)。
- [13] 同前参照。
- [14] 総務省郵政企画管理局『郵便貯金2002』(平成14年)74頁参照。
- [15] 中舎寛樹「表見的債権者と弁済」星野英一編集代表『民法講座4』(昭和60年・有斐閣)326頁以下、機械払取引へのあてはめとして、山本豊「キャッシュカードによる預金不正払戻し」法教193号28頁(平成8年)参照。
- [16] 河上・前掲(7)363頁。
- [17] 篠塚昭次=柳田幸男「準占有と代理資格の詐称」判タ139号6頁(昭和38年)。免責約款に関し、山下友信「銀行取引と免責約款の効力」石田・西原・高木三先生還暦記念論文集刊行委員会編『金融法の課題と展望』(平成2年・日本評論社)200頁、岩原紳作「判批」判時1340号201頁(判評375号39頁)(平成2年)。

- [ 18 ] 磯村哲編『注釈民法(12)』(昭和45年・有斐閣)87頁(沢井裕執筆)。  
 [ 19 ] 川田・前掲(1)20頁。  
 [ 20 ] 遠藤・前掲注(5)197頁。  
 [ 21 ] 塚原朋一「判批」金法1230号17頁(平成元年)、吉田光碩「CDによる無権限者への支払いと民法478条」判タ704号75頁(平成元年)、同「民法478条《債権準占有者への弁済》は、どこまで拡大ないし類推を許すべきか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望(2)』(平成3年・日本評論社)299頁。  
 [ 22 ] 奥田昌道編『注釈民法(10)』(昭和62年・有斐閣)652頁(能見善久執筆)、岩原・前掲注(17)203頁。通帳ないし証書及び印鑑が用いられた事例として、東京地判平成6年9月21日判時1537号134頁、東京地判平成11年4月22日金法1549号32頁。  
 [ 23 ] 鈴木重信ほか「座談会 最近の預金法務をめぐる問題」金法1229号41頁(吉原省三発言)(平成元年)は、割合的責任分担の可能性を主張し、佐藤岩昭「判批」判タ855号30頁以下(平成6年)は、債務不履行と構成し、過失相殺することを主張する。  
 [ 24 ] 林良平「CDカードによる払戻しと免責約款」金法1229号15頁(平成元年)、松本恒雄「キャッシュカードシステムへの無権限者のアクセスと金融機関の責任」NBL424号11頁(平成元年)。  
 [ 25 ] 反対、近江幸治「キャッシュカードによる預金払戻しと銀行の免責」手研429号8頁(平成元年)、吉田・前掲注(21)判タ704号74頁、同・前掲注(21)『講座・現代契約と現代債権の展望(2)』299頁。  
 [ 26 ] 塚原・前掲注(21)17頁。  
 [ 27 ] 岩原・前掲注(17)202頁。松本・前掲注(24)11頁、山本豊「判批」金法1396号10頁(平成6年)は、誕生日等、推測されやすい暗証番号を設定しても、預金者に帰責性はないとする。  
 \* 本判決の解説等として、香月裕爾・金判1165号2頁以下、秦光昭・銀法618号19頁以下、升田純・金法1674号48頁以下、角田美穂子・法セ583号116頁(いずれも平成15年)がある。

(平成15年7月7日)

著者：金沢大学法学部教授 尾島茂樹